



第44號

足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

発行 1/50
 足立区千住1区役所
 東京都足立区北島十吉
 編集 集
 総務課文書係
 浅草 04401
 電 足立 {3115
 {3115
 東京都足立区千住2/55
 巧文社印刷所(織田)
 電話足立 {3406
 {3767



再選に當りて

過去4か年における足立の区政に区民の皆様の厳正な御批判をいただき當選の榮を得茲に再度公選区長に就任させていただきました。

就きましては從來の尊い経験と実績を基調として抱負の實現にまいしんいたしますことは勿論でありますか、何よりも差し當り手近かな苦情や要望等の現実と取り組みたいと存する次第であります。

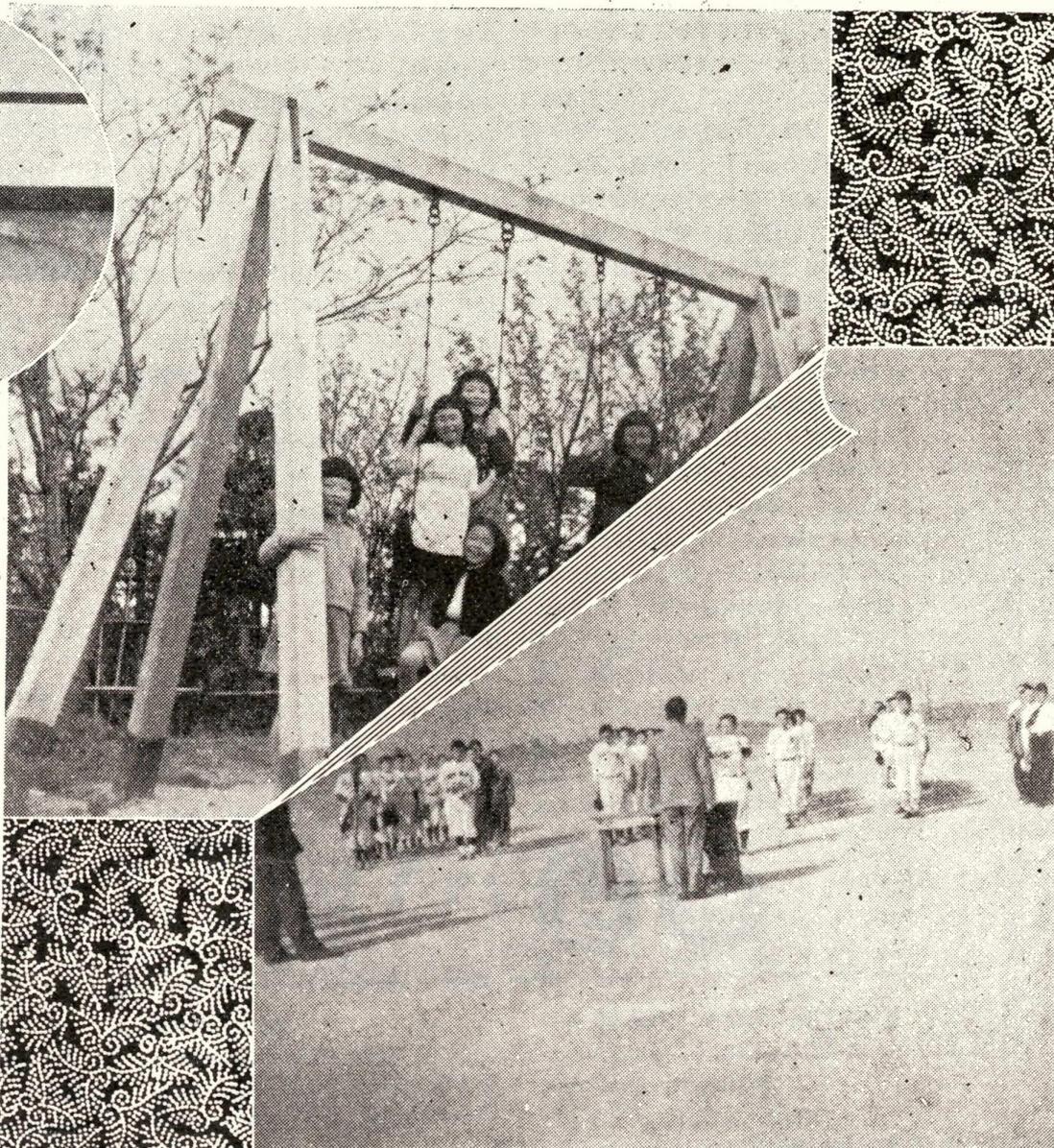
足立区を愛する皆様の批判の前に立ち益々良心と誠意をもつて今後4か年間自治の充實に区民生活の向上に挺身致したいと存じます。何卒区民の皆様の倍舊の御支援と御鞭撻とをお願いしてやまない次第であります。

東京都足立区長

大山 雅二

＝犬の飼主に注意＝

季節の變り目とともに狂犬病の發生が増加する傾向になつてきたので今回犬の繋留期間が9月末日まで延期されることになつた。また最近偽の捕獲人が犬を捕獲しているという噂もあるので都の捕獲人である制服に都のマーク入りの腕章、帽子に注意すること、捕獲された犬については保健所で所定の手續を経たのちもらいさげることになつているから、その場で金などをとる捕獲人には注意することなどを保健所では要望している。



5月5日は子供の日、この日千葉縣上総にある区立養護學園では、去る4月10日入園した36名の児童たちが、劇や作品展覽會などを行つて大喜びであつた。海岸の近く小高い丘の上にあるこの學園は、区が区内學校の虚弱兒童を收容して身心を鍛練する目的の

ために建てられたもので眺望絶注空氣清澄の地である。寫眞上は男の子達があげる鯉のぼりを庭の一隅にあるブランコにのつてニコニコしながら眺めている所5月7日から、区内官公衛野球大會が新橋グランドで行われているこれには区内18の官公署が參

加し、公務をはなれた官公衛チームのプレーに、一般区民がそれぞれ敵味方に別れて應援している風景は、或る意味で、円滑な区政發展への強力な一要素であるかも知れないだろう。寫眞は大會會長足立区長に對する選手代表の宣誓

昭和26年度の区民税解説

今回地方税法の一部が改正になり、昭和26年3月31日法律第95號で公布施行されましたがこれに伴いまして、東京都特別区税條例と東京都足立区特別区税條例の一部も近く改正される豫定であります。そこでさし當り区民税の改正要点について解説してみたいと思います。

1 納税義務者

区内に住所を有する個人

区内に事務所又は事業所を有する法人

区内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるもの

その他でありまして、従来と變つた主な点は、こんど法人に対しても均等割の外に個人に対する所得税割と同じように、法人税割を課税するようになったことであります。

なお (1)前年中において所得を有しなかつた者

(2)生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(3)不具者、未成年者、65年以上の者又は寡婦(これらの者が前年中において10萬圓をこえる所得を有した場合は除く。)

については課税致しません。

ここで寡婦というのは離婚若しくはその夫が死亡したのち、婚姻をしていないもの、又は夫の生死が明らかでないもので、しかも扶養親族を有するもの、と規定されております。また同居の妻(夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く。)に対しては、均等割は課税致しません。

2 課税標準及び税率

(1) 個人の均等割

個人の均等割は従来800圓であつたのを700圓に減額されました。それと同時に均等割を軽減することの出来る者としては、次のように改正されました。即ち(い)均等割を納付する義務がある扶養親族を2人以上有する者及び當該扶養親族、(ろ)いわゆる家業専従者となつており

その軽減する額は條例によつて規定されることになつております。

(2) 法人の均等割

法人の均等割は従来通り2400圓であります。その代り従来「区内に二か所以上の事務所又は事業所を有する法人及び法人でない社団又は財團で代表者若しくは管理人の定めのあるものの均等割はその事務所又は事業所毎に」課税していましたが、今度は区内に何か所あつてもこれを一つの納税義務者として2400圓だけ課税することになりました。

(3) 個人の所得税割

従来通り前年の所得税に對する18%であります。

(4) 法人の法人税割

法人税の15%であります。

3 賦課期日

(1) 個人及び法人均等割

賦課期日とは或る一定の日現在で課税をするその「或る一定の日」のことを云い、区民税の個人及び法人均等割の賦課期日は、今度1月1日と改め26年度については特に4月1日と致しました。

(2) 法人の法人税割

法人の法人税割は今度から創設されたもので、それは26年1月以降の法人所得に因る法人税に對して課税され、その決算當日が賦課期日になります。

4 徴收方法

従来はすべて区から發付する徴税令書によつて納付すると云う方法(普通徴收と云う)なつたのを今度からこの外に特別徴收と申告納付の三つの方法に改正されました。

(1) 普通徴收

この方法によるものは、主として給與所得以外の所得に對する区民税を納付する個人でありまして、その納期は6月、8月、10月、1月の4

回に分れております。

また法人についても均等割は、この方法によるのでありますが、その納期は6月の1回であります。

(2) 特別徴收

前年中に給與の支拂を受けた納税義務者のうち、本年度においてもまた給與の支拂を受けている人については、その人に支拂はれる給與の中から、均等割と給與に伴う所得税割を合計した区民税を、毎月一定額づつ給與支拂者が徴收して翌月10日までに、区が指定した金融機関へ納入する、いわゆる源泉徴收の方法でありまして、主として納税者の便益のために設けられた制度であります。その手續を簡単に申しますと、給與支拂者は4月1日現在、即ち賦課期日以前に上記該當者(3月以前まで他の会社に勤務していた者を含む。)の一覽表、即ち給與支拂報告書を4月20日までに区へ提出することになります。これに基き区は6月15日までに給與支拂者或いはその代理者を特別徴收義務者として指定致します。その指定書には6月から27年3月までの10か月に按分した一定額を明示すると共に、特別徴收を受ける側の人にも個人個人にその額を通知致します。若し7月以降に轉退職その他異動を生じたときは、その都度特別徴收義務者に区へ異動届出書を提出し区はこれに基き變更通知書を特別徴收義務者に送付致します。

(3) 申告納付

この方法は法人の法人税割のみに用いられるのでありまして、法人は國税である法人税の申告書を税務署に提出する期日までに、区へ法人税割申告書を提出し、同時に区民税法人税割を納付するのであります。この場合法人税額を修正し或いは更正されたことに(4頁につづく)

大山区長再選

投票率 0.793 の成績

4月23日午前7時から区内36の投票所で区議會議員、区長の選挙が一斉に行われた。この日、旬日に亘る各立候補者の政見發表演説會、街頭演説會等に刺戟されこれに加えて区民に最も身近な關連を持つ選挙とあつて各投票所とも頗る出足良く午後3時頃にはすでに前回の投票率を上廻り午後6時には別表の通り今までに類のない好成绩を挙げた。この結果区長には前大山区長・再び足立区長として選ばれ新区議會議員と共に足立区が當面する幾多の問題解決の任に當ることになった。

千住旭町71	宮川平五郎
西新井町1.070	野澤冬藏
日の出町1の301	新井龍祐
千住高砂町57	島崎正治郎
小台町578	丹下登
千住曙町41	岡本祐海
千住3の75	大川正一
保木間町1.802	荒井甚兵衛
本木町2の2.091	浦林光春
普賢寺町605	白倉瀧藏
南鹿濱町45	浅古幸藏

許可なしでは捕れぬ

食用蛙の採捕に注意

食用蛙はこれから漁期に入るが、この食用蛙は輸出産業中重要なもので年々アメリカ各地に送られ外貨獲得に役立つており、年産6,000貫輸出集荷數量は15,000貫を超えていた。本区では堤北方面に多數棲息しているが最近亂獲をするために非常にその數が減り輸出に影響をきたすようになってきたので、こんど漁業取締規則で許可を得ているもののほか食用蛙を採捕できなくなつた。特に子供による卵擲い上げ等は蛙の増殖の点から一番困ることであるようなことを未然に防ぐよう氣が付き次第注意する様都から区に對し要望してきているので区民各位の協力を願いたい。

足立区議會議員

昭和26年4月23日執行

区議會議員、区長選挙

住所	氏名
本木町2の2097	丸岡光一郎
五反野南町1.288	大神田貞英
北鹿濱町1.104	矢萩三保三
栗原町1.258	永井一巳
千住末廣町30	佐々木和佐之助
五兵衛町26	永田うめじ
興野町243	高野内善喜
柳原町76	中山元一
南宮城町329	阿出川信孝
興野町1.125	片岡巖
本木町1の469	清水丑政
千住壽町82	遠峯富次
本木町1の719	大石アヤメ
千住壽町29	鈴木銀藏
小台町758	藤來勇
梅田町383	新關正應
島根町958	日比谷竹次郎
千住龍田町33	清水宗忠
千住中居町54	江口兵藏
梅田町1.734	田幡義雄
梅田町1.259	江川長吉
長門町74	鈴木仲二
大谷田町150	小川寅一
柳原町133	小林政子
千住旭町66	佐野善次郎
千住3の1	小林三四郎
千住大川町2	宮入五郎
梅田町963	竹内源七
千住八千代町79	榮山一衛
千住緑町10	藤原忠志
千住2の18	鯨岡兵輔
本木町3の5506	岡田清
上沼田町978	野口五郎平

種別 投票区分	當日有権者數			投票者數			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	1606	1521	3127	1249	1230	2479	0.778	0.809	0.793
2	2758	2659	5417	2269	2256	4525	0.823	0.875	0.835
3	1221	1246	2467	1021	993	2014	0.836	0.797	0.816
4	842	804	1646	690	651	1341	0.819	0.810	0.815
5	1818	1803	3621	1450	1460	2910	0.798	0.810	0.804
6	3474	3680	7154	2866	2965	5831	0.825	0.806	0.815
7	3199	3217	6416	2537	2583	5120	0.805	0.803	0.798
8	3354	3208	6562	2302	2251	4553	0.686	0.702	0.694
9	1524	1563	3087	1067	1060	2127	0.700	0.678	0.689
10	4054	4016	8070	3192	3232	6424	0.787	0.820	0.803
11	1222	1464	2686	974	1139	2113	0.798	0.710	0.787
12	2295	2182	4477	1596	1568	3164	0.695	0.719	0.707
13	2250	2116	4366	1857	1758	3615	0.825	0.831	0.828
14	1364	1247	2611	1114	1002	2116	0.817	0.804	0.810
15	3320	3315	6635	2710	2719	5429	0.816	0.820	0.818
16	1376	1362	2738	1038	1097	2135	0.791	0.805	0.798
17	1856	1873	3729	1496	1553	3049	0.806	0.829	0.818
18	892	862	1754	708	668	1376	0.794	0.775	0.784
19	1980	2018	4004	1652	1580	3232	0.832	0.783	0.807
20	2720	2399	5119	2241	2237	4478	0.824	0.829	0.826
21	2994	2837	5831	2382	2229	4611	0.796	0.786	0.791
22	2987	2522	5509	2204	1856	4060	0.738	0.736	0.737
23	3156	3296	6452	2743	2697	5440	0.867	0.818	0.842
24	1366	1304	2670	1044	997	2041	0.764	0.765	0.764
25	1572	1564	3136	1196	1194	2390	0.761	0.763	0.762
26	2447	2324	4771	1903	1808	3711	0.778	0.778	0.778
27	2685	2611	5296	2141	1997	4138	0.797	0.765	0.781
28	1941	1923	3864	1610	1574	3184	0.830	0.819	0.824
29	1064	1135	2199	946	974	1920	0.889	0.858	0.873
30	597	671	1268	544	534	1078	0.911	0.796	0.850
31	877	939	1816	753	795	1548	0.859	0.847	0.853
32	1796	1888	3684	1493	1525	3018	0.831	0.808	0.819
33	1752	1829	3581	1604	1610	3214	0.916	0.820	0.898
34	1378	1332	2710	1088	1050	2138	0.790	0.788	0.789
35	2780	2621	5401	1954	2003	3957	0.703	0.762	0.733
36	1874	1796	3670	1415	1356	2771	0.755	0.755	0.755
合計	74.406	73.447	147.853	59.099	58.261	117.360	0.7942	0.7932	0.7937

★★★☆こどもの週間☆☆★★★

二区で多彩な催し二

児童憲章の制定を記念しこどもの日母の日を含む2週間をこどもの福祉を強調する週間として全国一斉に国民運動が展開されるのに伴い本区でも週間中各小中学校のPTAを通じ児童憲章の普及を圖ると共に5月18、19の両日に亘つて次のような行事が行われることになった。

児童委員(民生委員)大會

5月18日午後1時から児童憲章の制定を記念して区會議事堂で児童委員大

會が開かれる。大會内容は、児童憲章の制定について～山高しげり女史、本区における児童人身賣買の真相について～神崎清氏がそれぞれ講演する。又同時に懸案の児童會館建設計畫についても討議が行われることになっている。

児童と母親の潮干狩

5月23日区内の五反野、千住、本木各都立保育園では園児と母親の潮干狩を稲毛海岸で實施する。

都議會議員、都知事選挙

投票率やや下る

4月23日に引き續いて30日午前7時から都議會議員、都知事の選挙が行われたが、前回の区議會、区長の選挙に比較して直接關心が薄いせいとか、投票率はやや悪く、区の中心部における投票率の變動は少なかつたが、堤北殊に農村方面ではぐつと激減しているのが目立っていた。

—新都議會議員—

千住壽町40	加藤 千太郎
千住東町30	新井 京太
東島根町1975	鴨下 榮吉
日の出町1の69	鈴木 傳一
栗原町831	森 敬之助

昭和26年4月30日執行

都議會議員、都知事選挙

種別 投票区分	當日有権者數			投票者數			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	1662	1563	3225	1151	1066	2217	0.693	0.682	0.637
2	2820	2716	5536	2056	1974	4030	0.729	0.727	0.728
3	1243	1264	2507	975	898	1873	0.853	0.771	0.747
4	853	813	1666	638	576	1214	0.748	0.708	0.729
5	1857	1840	3707	1341	1313	2654	0.718	0.714	0.716
6	3547	3762	7309	2551	2464	5015	0.719	0.655	0.686
7	3262	3282	6544	2268	2100	4368	0.695	0.640	0.667
8	3435	3276	6711	2168	2002	4170	0.631	0.611	0.621
9	1554	1587	3141	967	870	1837	0.622	0.548	0.585
10	4128	4096	8224	2970	2718	5688	0.719	0.664	0.692
11	1246	1498	2744	897	1036	1933	0.719	0.632	0.704
12	2339	2222	4561	1453	1354	2807	0.621	0.609	0.615
13	2302	2159	4461	1583	1355	2938	0.688	0.628	0.659
14	1414	1271	2685	974	794	1768	0.689	0.625	0.658
15	3378	3365	6743	2370	2375	4745	0.702	0.706	0.704
16	1394	1381	2775	1002	944	1946	0.719	0.684	0.701
17	1905	1909	3814	1243	1082	2325	0.652	0.593	0.623
18	915	875	1790	639	578	1217	0.698	0.661	0.672
19	2022	2050	4072	1440	1330	2770	0.712	0.646	0.678
20	2770	2738	5508	2022	1902	3924	0.730	0.695	0.712
21	3027	2860	5887	2100	1847	3947	0.694	0.646	0.670
22	3052	2578	5630	1922	1547	3469	0.630	0.600	0.616
23	3222	3345	6567	2374	2167	4541	0.737	0.648	0.691
24	1401	1334	2735	953	857	1810	0.680	0.642	0.662
25	1610	1595	3205	1057	964	2021	0.657	0.604	0.631
26	2493	2363	4856	1654	1448	3102	0.663	0.613	0.639
27	2732	2642	5374	1844	1517	3361	0.675	0.574	0.625
28	2000	1978	3978	1281	1080	2361	0.641	0.546	0.594
29	1078	1146	2224	706	513	1219	0.655	0.449	0.549
30	599	675	1274	396	303	699	0.661	0.449	0.549
31	882	945	1827	651	566	1217	0.738	0.599	0.666
32	1816	1913	3729	1297	1158	2455	0.714	0.605	0.658
33	1781	1853	3634	1320	1109	2429	0.741	0.598	0.668
34	1438	1387	2825	935	881	1817	0.651	0.635	0.643
35	2888	2708	5596	1701	1587	3288	0.589	0.586	0.588
36	1933	1845	3778	1163	958	2121	0.602	0.519	0.519
合計	76,008	74,844	150,852	52,053	47,233	99,286	0.685	0.631	0.658

(2頁よりつづき)

因つて法人税額が増加した場合は、区民税法人税割額も追加納付しなければならぬことは當然であります。

なお、区民税法人税割は、その課税標準の算定期間において有した事務所又は事業所所在地の市町村長に同一の申告書を夫々提出し、その事務所又は事業所毎の従業員數に按分した区民税法人税割を納付することになつております。

5 報償金

納期前に、その区民税を納入する場合、區からその納税者に交付する報償金が、従來は一か月1000圓について5圓であつたのを1000圓について10圓に引上げられました。

6 結び

以上が区民税についての概略であります。25年度は幸い区民各位の深い御理解により、本区区民税の納税成績は極めて良好であり、健全なる区財政の進展に大いに貢献致した次第であります。26年度についても一層の御協力を御願ひ致します。なお、今回納税貯蓄組合法が制定されまして補助金の交付その他色々な特典がありますから、この方法による納税準備が一番よいと思ひます。(税務課)